

## 骨髄移植後等のワクチン再接種費用助成事業の開始について

健康推進部健康づくり課

骨髄移植等の医療行為により、それまで接種済みであった予防接種の効果が無くなった場合の再予防接種費用は全て保護者の負担となってしまいます。本市では、このような保護者の経済的負担の軽減と感染症のまん延防止の観点から、この再接種費用を全額助成する事業を開始いたします。

記

### 1 開始日

令和2年4月1日（水）から

### 2 対象者

次に掲げる要件をすべて満たす人を対象者とします。

- (1) 骨髄移植等の医療行為により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断されている人。
- (2) 予防接種を受ける日において、住民基本台帳法に基づき本市の住民基本台帳に記録されている人。

### 3 助成対象予防接種

助成の対象となる予防接種は、次の全てに該当するものとします。

- (1) 予防接種法に規定するA類疾病に係るものであること。
- (2) 使用するワクチンが、予防接種実施規則の規定によるものであること。
- (3) 予防接種法施行規則第2条の6の表の上欄に掲げる特定疾病に係る予防接種にあつてはそれぞれ同条の規定による年齢に達するまでそれ以外の予防接種にあつては20歳に達するまでの間の接種であること。

### 4 助成金額

本市が一般社団法人伊勢崎市佐波医師会と委託契約しているそれぞれの単価金額とします。